

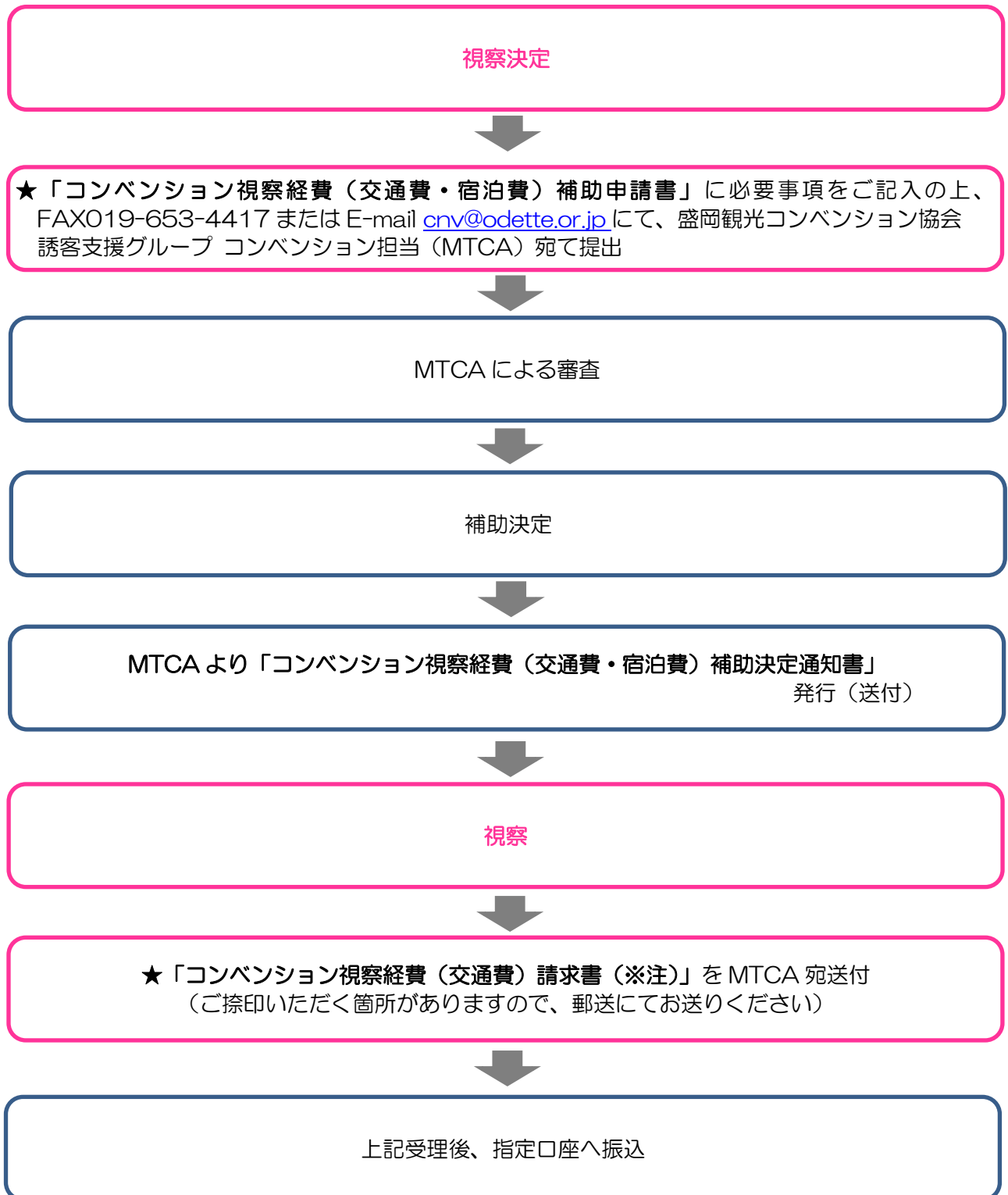
## 令和4年度(公財)盛岡観光コンベンション協会

### コンベンション視察経費(交通費・宿泊費)補助制度 実施要領

- 【概要】 コンベンションの案件を持つ主催者等に対し、現地視察経費の一部(交通費・宿泊費)を補助する。
- 【対象】 学術会議や各種大会の開催地を決定する権限を持つ主催者等。1団体につき2名迄。
- 【補助内容】 ①東京～盛岡新幹線沿線上の「視察者最寄駅」から「盛岡駅」までの往復交通費  
・新幹線の普通指定席利用の額とする。(※グリーン車利用の場合においても普通席利用額となる)  
・最寄駅までの交通費は含まない。  
②盛岡での宿泊費1泊分(当協会にて手配)  
・視察が二日以上に渡る場合に限る。
- 【条件】 ①今後5年程度を目途に岩手県内で学会・大会等の開催を検討していただけること。  
②その他、大会情報等をもとに当協会で審査し、要件を満たしたもの。
- 【受付期間】 令和4年4月1日～令和5年3月17日
- 【受入数】 4名(先着順、予算の範囲内とする)
- 【申込】 「コンベンション視察経費(交通費・宿泊費)補助申請書」に必要事項を記入の上、  
FAX019-653-4417 または E-mail [cnv@odette.or.jp](mailto:cnv@odette.or.jp)にて、  
(公財)盛岡観光コンベンション協会 誘客支援グループ(コンベンション担当)宛提出。  
(当協会にて審査の上、補助決定。)
- 【支払】 交通費は、視察終了後、「コンベンション視察経費(交通費)請求書」の提出を経て、口座振込により支払うものとする。宿泊費については当協会が直接宿泊施設へ支払いをする。

## ●コンベンション視察経費（交通費・宿泊費）補助制度 ご利用の流れ

★印は、お客さま手続きが必要な箇所です。



※注）請求書には新幹線乗車・特急券の領収書の貼付が必要です。切符購入時、お忘れなく領収書の発行をお求めください。